

父子家庭の方にも

児童扶養手当が支給されます

【受給要件】

次のいずれかに該当する子どもを、父が養育している場合に支給されます。

- ・ 父母が離婚している子ども
- ・ 母が死亡している子ども
- ・ 母が一定程度の障がいの状態にある子ども

・ その他、母が子どもを養育していない家庭の子ども など

子どもとは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども、または20歳未満で、特別児童扶養手当2級以上に該当する程度の障がいのある子ども。

【手当を受給するためには】

ご家庭の状況等を把握する必要があります。そのため、面接を行います。事前にお電話等で面接日時の予約をお取りください。

☎43・0441

面接後、支給要件を満たす方は、児童扶養手当の申請をしていただきます。

【申請・支給の時期について】

父子家庭は、平成22年8月分から手当の受給対象になります。

初回（8月分～11月分）は、12月に支給されます。

平成22年7月31日以前に受給要件に該当している方

平成22年7月から面接を受け付けます。

平成22年8月1日以降に支給要件に該当される方

該当後、随時面接を受け付けます。平成22年11月30日までに申請をすれば、要件に該当した翌月分

の手当から認定されます。

11月30日を過ぎると、申請の翌月分からの認定になりますので、お早めにお問い合わせください。

【その他】

遺族年金など、公的年金受給者は支給対象になりません。

また、所得が一定額を超える場合は、支給されません。

問い合わせ

福祉部子育て支援課（社庁舎）

☎43・0408



非自発的失業者への

国民健康保険税の軽減制度

倒産・解雇などで職を失った方（非自発的失業者）が安心して医療を受けられるよう、国民健康保険税を軽減する制度が新設されました。

対象者

次のすべてを満たされている方

国民健康保険に加入されていること
平成21年3月31日以降の離職であること

離職時点で65歳未満であること

雇用保険受給資格者で、特定受給資格者（離職理由コード 11・12・21・22・31・32）または特定理由離職者（離職理由コード 23・33・34）に該当していること

該当者の保険税額算定の基準となる年の給与と所得があること

軽減内容

国民健康保険税額は前年の所得で算定しますが、非自発的失業者の方については、前年の給与と所得を、本来の100分の30とみなして算定します。

また、高額療養費などの所得区分判定についても、非自発的失業者の方の給与と所得を、本来の100分の30とみなして算定します。

軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

ただし、制度開始前の1年以内（平成21年3月31日以降）に離職された方は、平成22年度に限り軽減されません。

平成21年度の国民健康保険税は軽減されませんのでご了承ください。

申請手続

「雇用保険受給資格者証」「印鑑」をご持参のうえ、各庁舎窓口センターまたは保険・医療課までお越しくください。

その他

この軽減制度に該当されない場合でも、加東市の減免制度の対象となる場合があります。くわしくは保険・医療課または税務課にお問い合わせください。

問い合わせ

市民安全部保険・医療課 滝野庁舎

☎48・3002

総務部税務課（社庁舎）

☎43・0397